

# 【記載例⑥】有資格者一覧表

## 有資格者一覧表

資格名	会社名	氏名
移動式クレーン運転士免許	〇〇建設(株)	〇〇〇〇
玉掛け技能講習終了	〇〇建設(株)	〇〇〇〇
車両系建設機械の運転技能講習修了	〇〇建設(株)	〇〇〇〇
〇〇〇技能講習終了	(未定)	(未定)

- ・ 工事関係者の見やすい箇所に掲示する。〈特記仕様書第4条〉
- ・ 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。
- ・ 当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。
- ・ 標識寸法については規定なし。

### < 該当法令：参考 >

労働安全衛生法 第59条 第3項 (安全衛生教育)

労働安全衛生法 第61条 (就業制限)

労働安全衛生法施行令 第20条 (就業制限に係る業務)

労働安全衛生規則 第36条 (特別教育を必要とする業務) 他

### 資格を要する主な作業

就業制限 (法第61条、令第20条)

次の業務 (主なものを記載) は、免許や技能講習修了等、法定の資格を有する者でないと当該業務は行うことはできない。

業務の名称	制限される業務の内容	必要な資格
クレーンの運転業務	つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転	クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーンの運転業務	つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士免許 (つり上げ荷重5t未満の場合は小型移動式クレーン運転技能講習修了で可能)
玉掛けの業務	つり上げ荷重が1t以上の揚荷装置、クレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了
車両系建設機械の運転業務	整地・運搬・積込・掘削用 (機体重量3t以上)	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) の運転技能講習修了等
	基礎工事用 (機体重量3t以上)	同上 (基礎工事用整地・運搬・積込・掘削用) 運転技能講習修了等
	解体用 (機体重量3t以上)	同上 (解体用) 運転技能講習修了等
高所作業車の運転業務	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転業務	高所作業車運転技能講習修了
ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶断・加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習修了
ショベルローダー等の運転業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務	ショベルローダー等運転技能講習修了

特別教育 (法第59条第3項、安衛則第36条)

次の業務 (主なものを記載) に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行わなければならない。

業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
クレーンの運転	つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転
玉掛けの業務	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
小型車両系建設機械の運転	機体重量3t未満の整地・運搬・積込・掘削用、基礎工事、解体用の車両系建設機械の運転
締固め用建設機械の運転	ローラー等の締固め用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に移動できる建設機械の運転
チェーンソーを用いた伐木業務	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理
アーク溶接等の業務	アーク溶接機を用いて行う金属の溶断・加熱等の業務
ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削作業、ずり・資材等の運搬、覆工コンクリート等の打設等の作業